

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

### 佐賀県教育委員会規則第十二号

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県育英資金貸与条例施行規則（平成十四年佐賀県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「とき」の下に「（ロに該当する場合を除く。）」を加え、「二十一万六千円」を「二十一万六千円以内」に改め、同号ロ中「二十七万六千円」を「二十七万六千円以内」に改め、同号ロを同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ へき地又は辺地からの自宅通学のとき 二十七万六千円以内

第二条第一項第二号イ中「とき」の下に「（ロに該当する場合を除く。）」を加え、「三十六万円」を「三十六万円以内」に改め、同号ロ中「四十二万円」を「四十二万円以内」に改め、同号ロを同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ へき地又は辺地からの自宅通学のとき 四十二万円以内

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県育英資金貸与条例施行規則第二条第一項の規定は、平成二十一年四月分以後の育英資金から適用する。